

〇〇（地区）自主防災組織連絡協議会規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇（地区）自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、地震その他の災害（以下「地震等」という。）に備え、組織間の連携、活動の充実及び活性化を図り、被害の防止及び軽減に繋がる災害対応能力の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 自主防災組織相互の情報交換に関すること。
- (2) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (3) 関係機関・団体との連携に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 各自主防災組織の代表者1名又は代表者として推薦された者1名
- (2) その他会長が必要と認めた組織の代表者又は代表者として推薦された者

（役員）

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 10名程度

2 会長は、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

3 副会長は、理事の中から会長が指名する。

4 理事は、前条第1号及び第2号に掲げる者をもって充てる。

（役員の仕事）

第6条 会長は、この協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する順位により職務を代理する。
- 3 理事は、会長、副会長とともに、この協議会の重要な事項について審議する。
- 4 前条第4項の規定により選出された理事は、選出された地区の自主防災組織等を統括し、組織の運営について援助・協力する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年度とし、再任することを妨げない。

- 2 役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員退任)

第8条 役員は、辞任を申し出たときは、退任するものとする。

- 2 第5条第4項の規定により選出された理事は、各選出地区において本人に代えて他の者を選出したときは退任するものとする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 総会は、会員をもって構成し、毎年1回開催する。
- 3 臨時総会は、会員をもって構成し、必要に応じて開催する。
- 4 役員会は、役員をもって構成し、必要に応じて開催する。
- 5 会議は、構成員の半数以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会議は、全て会長が招集し議長となる。

(機能)

第10条 総会及び臨時総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 事業報告の承認及び事業計画の決定
- (3) その他この会の運営に関する重要な事項
- 2 役員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、第5条第3項で選出された副会長の内の1名の選出した自主防災組織等において行う。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。